

別紙 1

宮崎県川南遊学の森管理運営業務仕様書

第 1 適用

本業務仕様書は、「宮崎県川南遊学の森」（以下、「遊学の森」という。）の指定管理者が行う管理運営業務について適用する。

第 2 管理業務の対象となる施設等内容

1	管理車道	1,170m
2	林間歩道	5,580m
3	展望施設	1棟
4	あずまや	1棟
5	バイオトイレ	1棟
6	トイレ	1棟
7	炭焼き体験施設	1棟
8	炭焼き窯	1基
9	野鳥観察施設	1基
10	案内板類	37基
11	ベンチ	29基

各施設の位置は、添付資料 1（2）「施設平面図」のとおり。

第 3 管理運営に必要な免許等

募集要領の 8 の申請の資格等(1)のケに該当する資格等は次のとおりとする。

- 1 必要な免許等（下記に準ずる免許等でも可）
 - (1) 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対する指導や助言、説明等を適切に実施するための、森林インストラクター、樹木医、ネイチャーゲームインストラクター等のいずれかの資格
 - (2) 伐木等の業務特別教育及び刈払機取扱作業安全衛生教育の修了証
- 2 有することが望ましい免許等
 - (1) 施設の安全衛生管理等のための衛生管理士免許、建築物環境衛生管理技術者免許、危険物取扱免許等
 - (2) 利用者の救命措置等のための心肺蘇生法修了証、普通救命講習修了証等

第 4 施設の維持及び保全に関する業務

募集要領 3 の（2）の施設の維持及び保全に関する業務は、次のとおりとする。

1 施設の維持保全

区 分	業 務 内 容	事 業 量	回 数 等
バイオトイレ	清掃、オガコ交換	1棟	清 掃 週1回 交 換 年3回
トイレ	清掃、汲み取り	1棟	清 掃 週1回 汲み取り 年3回
展望施設、あずまや 炭焼き体験施設、炭 焼き窯、野鳥観察施 設	内部清掃 周辺清掃及び草刈り	3棟 2基	週1回
管理車道	側溝等清掃、簡易補修 落石等の除去 周辺草刈り	1,170m	2箇月1回 年1回 年1回
林間歩道	横断溝清掃、簡易補修 周辺草刈り	5,580m	2箇月1回 年1回
案内板、ベンチ	清掃	66基	2週間1回
区域内	巡回	23ha	随時
工作物、貸与物品	修繕業務	—	必要に応じ

2 森林の維持保全

区 分	業 務 内 容	事 業 量	回 数 等
活動フィールド	草刈り	11.2ha	年1回
〃	草刈り	0.9ha	年2回

※区域は、別図のとおりとする。

第5 施設の維持及び保全に関する業務の内容

指定管理者が行う施設管理業務の内容は次のとおりとする。

1 清掃管理業務

建物、工作物及び管理車道等の清掃、管理については、次により実施すること。
なお、機能、美観及び衛生において良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。

(1) 建物・工作物清掃

建物及び工作物内の掃き拭き、周辺の草刈りやゴミ拾いなど、施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。

(2) 管理車道・管理歩道整備

①通行の支障となる雑草、木竹類はすべて刈り払うこと。

②路面の流亡、または決壊した箇所については補修し、通行に支障のないようにすること。

③横断溝や側溝の清掃及び水切りを行い、災害の防止に努めること。

④台風通過後等においては、巡視を行い、通行の支障となる落石、倒木等の除去を行うこと。

(3) 案内板、ベンチ

定期的に巡回を行い、必要に応じ、周辺の雑草木の除去、薬品等を使用した洗浄等を行うこと。

2 保守点検業務等

施設を正常に維持し安全で適正な利用に供するよう、日常点検業務及び専門的な保守点検を行う業務をはじめ、必要に応じ緊急点検を実施すること。

また、施設・設備等の専門的な保守点検は、安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、施設として安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を実施すること。

なお、安全又は管理運営に支障がある場合、指定管理者は安全を確保するため又は適切な管理運営を行うために必要な処置を講じなければならない。

3 修繕業務

施設や備品等の破損や損壊、老朽化等したものを修繕する場合の修繕方法の検討見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務とする。

(1) 点検

指定管理者は、施設や備品等について、破損や損壊の有無等を定期的に点検することとする。

(2) 修繕

① (1)の点検の結果、安全又は管理運営上早急に補修する必要がある場合は、県に協議することとする。

② (1)の点検の結果、安全又は管理運営上、次年度以降計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、県が別途指示するときに必要な修繕の内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告すること。

修繕の実施に当たっては、県と指定管理者が協議し、現地を管理する指定管理者が直接修繕を実施する方法が効率的であると認められるものについては指定管理者が、その他については、県が実施することとし、費用の負担については県と指定管理者が協議して決定する。なお、指定管理者は、適切な時期に修繕を実施すること。

(3) 点検及び修繕の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、修繕記録を残すこと。

4 森林の維持管理業務

森林の維持管理にあたっては、次により実施すること。

なお、森林の機能及び利用者の安全確保等において良好な状態に保つことができない恐れがある場合には、指定管理者は良好な状態に保つため必要な処置を講じなければならない。

(1) 森林整備

① 目的

森林環境教育等の円滑、安全な実施や森林の機能の維持増進を図ることを目的とする。

② 整備の方法

ア 森林内での活動及び林木の良好な生育の支障となる雑草木やアレルギー性を有する樹木等はすべて刈り払うこと。

イ 利用者の安全確保のため、侵入を防止する必要があると判断される箇所には、警告表示等の措置を講じること。

5 巡回業務

(1) 施設内を巡回し、不審者、不審物、不審車両等を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに不法行為の防止、除去等適切な措置をとり施設利用者の安全を確保しなければならない。

(2) 異常の発見に際しては、速やかに対応できるよう体制を整えること。

(3) 緊急事態発生の場合の処理

火災、その他緊急事態が発生した場合は、次によるものとする。

ア 巡視員は現場において、火災の初期消火、負傷者の救護、その他必要な第一処理を行うこと。

イ 緊急事態の発生又は予知される場合は、必要な第一処理を行うとともに、速やかに県に連絡すること。なお、緊急事態の発生にあつては、速やかに警察、消防関係機関に連絡し出動を要請するとともに、事態の処理にあたること。

6 保険加入業務

施設の不備及び管理上の瑕疵並びに指導上の過失により、人身事故や物損事故等の損害を与えた場合に管理者が負担する賠償金を担保するために、施設賠償責任保険等に加入するものとする。

なお、保険は毎年4月1日より効力が発生するよう加入すること。

7 土地貸付等の許認可事務等

指定管理者が行う許可以外の土地貸付許可等に関する事務については、県の指導の下、申請者への手続き指導や許可証の回収等の事務の補助を行うこと。

8 異常気象等の緊急時の対応業務

「台風、豪雨、降雪、地震、噴火等異常気象等の対応業務」

異常気象等が起こった場合、職員の待機、施設内の巡視を行い、利用者の安全確保に努める。

巡視により異常を発見した場合は、適切に対応し速やかに県に報告すること。

9 事故等の対応業務

施設内において事故等が発生した場合は、警察や消防に連絡するなど適切に対応し、県に対して報告すること。

10 その他

この仕様書に定めない場合で、管理にあたって対応が必要となった場合に実施する業務

第6 森林環境教育の実施に関する業務

指定管理者が行う森林環境教育の実施に関する業務の内容は次のとおりとする。

1 森林環境教育実施業務

児童・生徒や県民を対象にした森林環境教育については、次により実施すること。

(1) 参加者の募集

- ①新聞広告のほか、チラシの配布、その他SNSやホームページ等の広報媒体を活用し、広く参加者の募集に努めること。
- ②広報においては、施設が森林環境教育の場として活用されるよう、学校等の教育機関や森林ボランティア団体等への周知に努めること。

(2) 森林環境教育の実施

- ①森林環境教育は、児童・生徒を対象としたもの7回、大人を対象としたもの5回以上を実施すること。
- ②実施内容は、森林インストラクターや樹木医等専門の講師によるものとし、森林と人や環境との関わりなど、森林や林業に理解や関心を深める内容とすること。
- ③森林環境教育の実施にあたっては、補助員等として県で養成した「森林環境教育サポーター」等の活用に努めること。

第7 備品の維持管理経費等

備品を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者が費用負担するものとする。

第8 業務に関する報告等

1 災害報告等

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、その都度速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

- (1) 施設の全部又は一部の使用を中止する必要があるとき。
- (2) 災害その他の事故により、遊学の森に係る県の財産が滅失又は毀損したとき。
- (3) その他遊学の森の管理運営上、不測の事態が生じたとき。

2 施設管理に係る応急措置等

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、適宜応急措置等を講じなければならない。

- (1) 設備等に異常が発生したときは、速やかに点検を行い、応急措置を講ずるとともに、当該異常が軽微なものであるときは、指定管理者の判断で適切に処理し、その旨を県に報告すること。
- (2) その設備等の異常については、県に連絡の上、その指示により処置すること。
- (3) 設備等の故障、災害及び火災が発生したときは、指定管理者は適切な処置を講ずるとともに、遅滞なく県にその顛末を報告し、その指示を受けること。

第9 管理運営にあたっての留意事項

- 1 指定管理者は、施設機能の充実を図るため、県内にある他の県民利用施設との適切な連携に努めること。
- 2 新型コロナウイルス感染症等の感染防止を図るため、県と連携しながら「新しい生活様式」を踏まえた管理運営に努めること。
- 3 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を策定する場合は、県と協議すること。
- 4 その他、仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。